

---

● 2023年2月21日 NACSメールニュース 95号 ●

消費生活の「いま」をお届けする情報マガジン

---

この週末は暖かい日差しに恵まれ、近所の公園では、モグラが這い出してきた穴があちこちに見られました。啓蟄(けいちつ)がもうそこまで来ています。

これから卒業式、入学式と続き、若い人たちの笑い声が溢れる季節を迎えますが、NACSでは、Z世代と呼ばれる若い世代とともに新しい消費者問題を語り合うフォーラムを今週末の2月25日土曜日の午後開催します。

若年者を対象とした消費者教育に関心のある方は必見です。詳細とお申し込みは本文をお読みください。今月も、最後までお読みいただくと幸いです。

---

<<< Contents >>>

1. NACSからのお知らせ
  2. 消費者問題トピックス 「消費者教育」に関する意識調査より
  3. 消費者行政の動き 2023年1月5日から2月17日まで
- 

=====

1. NACSからのお知らせ

=====

■NACS フォーラム「Z世代と考える最新の消費者問題」オンライン配信

2月25日(土)14時-16時に、全国14の大学から大学生に集ってもらい、坂東俊矢先生(京都産業大学法学部教授・弁護士)と一緒に、最近の若者に多い消費者トラブルの2つのテーマ(美容整形と投資トラブル)について考え、語り合い、共通理解を深め、世代を超えたネットワークづくりを目指すフォーラムを開催します。

YouTubeで動画配信をいたしますので、傍聴を希望される方、見逃し配信を希望される方は以下のURLからお申し込みください。前日までにURLをご案内します。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe32SyzlZFvTjQ-cCglqJ8tigzllFIRerimbBl9BmbcVJU8w/viewform>

フォーラム本番に先立ち、1月末に実施したプレフォーラムの様子は以下のURLからご覧いただけます。坂東先生の登場は23分過ぎからです。

<https://vimeo.com/794729025/d2d0b5502f>

■西日本支部主催・(一財)産業人材研修センター共同事業「With コロナ時代の新しい地域社会」会場& Zoom(無料)

マスコミのコメンテーターとしてもご活躍で、地方創生、まちづくりを専門とされる足立基浩氏(和歌山大学副学長)をお招きします。大阪万博を控え、新しいまちづくりはどうあるべきか、ローカルファーストを意識した消費者の役割について示唆に富んだお話を伺います。

・日時:3月4日(土)14時から16時

・参加料:無料

・申込期限: 2月28日(火)まで

会員以外の方のお申し込みは

<https://passmarket.yahoo.co.jp/event/show/detail/02t45avi6ys21.html>

\*会員は会員マイページからお申し込みください。

■環境委員会初代委員長の辰巳菊子氏が LCA 日本フォーラム功労賞を受賞!

NACS 創立期からのメンバーであり理事でもあった環境委員会初代委員長の辰巳菊子氏が、LCA(ライフサイクルアセスメント)日本フォーラム功労賞を受賞されました。おめでとうございます。この賞の意義と辰

巳氏の受賞理由は <https://nacs.or.jp/honbu/wp-content/uploads/2023/02/LCA Forum-Award.pdf>

<情報提供>

■固定電話の IP 網移行に便乗した悪質な勧誘販売に注意!

昨年もこの時期に注意喚起をさせていただきましたが、賛助会員の NTT 東日本様・NTT 西日本様から、改めてのお知らせです。

固定電話で用いる固定電話網 が 2024 年 1 月より(順次)IP 網に移行します。

IP 網移行後においても、引き続き固定電話を安心して利用することができます。

特別な手続きは不要です。IP 網移行に便乗した悪質な販売勧誘には気をつけてください。

■日本産業協会 2022 年度消費生活アドバイザー資格試験最終結果

2022 年度の受験申請者総数は 1,884 人(前年比 236 人減)、最終合格者は 478 人、最終合格率は 30.0%でした。詳細は

[https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/download/2022\\_sikenkekka.pdf](https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/download/2022_sikenkekka.pdf)

合格者名簿は <https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/download/2022-goukakuname.pdf>

合格者の皆様、資格取得 おめでとうございます。NACS ではオンラインガイダンスを行なっています。ご視聴ください。<https://nacs.or.jp/goukaku/>

=====

2. 消費者問題トピックス 「消費者教育」に関する意識調査より

=====

消費者庁が昨年 12 月に実施した「令和 4 年度第 4 回消費生活意識調査」では、全国の 15 歳以上の男女 5,000 人を対象に、「消費者教育」を中心に意識調査が行われました。以下では、その中から、興味深いデータをご紹介します。

まず、「消費者教育を受けた」と回答した人は 793 人であったとのこと。5,000 人に対して約 16%ということになります。決して高くありません。なお、どこで受けたかという問いに対しては、793 人中の 36%が学校と回答、続いて職場の研修が 23%、自治体が行う講座や講演会が 16%となっており、学校

での消費者教育が一定程度の役割を果たしていることがうかがえます。

2点目となりますが、消費生活に関する知識の正誤問題(全7問)の正答率です。正答率は全体では34.6%でした。なお、7つの設問とそれぞれの正答率は、①契約の成立時期(33.8%)、②購入した商品の解約(12.7%)、未成年者取消権(5.6%)、④クレジットカードの手数料(32.7%)、⑤クーリング・オフ(26.7%)、⑥消費者契約法による取消し(41.0%)、⑦投資(89.5%)でした。

興味深いのは、全体の正答率を年代別に見ると、最も高いのが60歳代で39.5%、続いて50歳代が36.7%、15歳から17歳が35.9%、18歳から19歳が35.7%でした。これに対して、最も正答率が低かったのは20歳代で29.6%であった点です。こうしたデータから、消費生活に関する知識は社会的経験に比例すると推察される一方、20歳以下の世代については、学校教育を通じて消費者教育を実施していますが、その効果を認めることができるのではないのでしょうか。

この点、7つの設問の正答率を年代別に見てみると、①契約の成立時期(33.8%)については、最も高いのが15歳から17歳で58.2%、続いて18歳から19歳で47.8%でした。一方、最も低いのは70歳以上で28.7%であったことから、教育の効果が、教育を受ける機会のあった人に対しては現れているように思えます。

本調査の結果概要は簡単なものですが、どの世代に何を重点的に教えていったらいいのかなど、多くの示唆を与えてくれるデータを含んでいるように思います。消費者教育に関心のある方には、是非とも目を通していただきたいと思います。

本調査の結果については以下のURLからお読みいただくことができます。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/survey\\_003\\_230202\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/survey_003_230202_0001.pdf)

(報告者:副会長 永沢裕美子)

=====

3. 消費者行政の動き 2023年1月5日から2月17日まで

=====

【消費者庁】

<新井長官定例記者会見>

1月12日、今年、消費者庁として長官として目指すことについて

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/031946.html>

1月19日、特定商取引法の書面の電子化に関するパブリックコメントの結果や、ホットライン188の周知が北陸、中部、四国において相対的に低い等)

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/032007.html>

1月26日、恵方巻きの食品ロスの削減、生鮮食品において原産地について事実と異なる表示が結構見られる等 <https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/032052.html>

2月2日、令和4年度第4回消費生活意識調査の結果について

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/032199.html>

<新着情報より>

1月5日、靈感商法等による消費者被害の救済の実効化のための改正法・新法のチラシを公表(PDF)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/2022\\_contents\\_02/assets/consumer\\_contract\\_act\\_230125\\_0004.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/2022_contents_02/assets/consumer_contract_act_230125_0004.pdf)

1月11日、「預託等取引に関する法律の定義規定等に係る考え方」(通達)を公表(PDF)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/act\\_on\\_deposit/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_230111\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/act_on_deposit/assets/consumer_transaction_cms202_230111_01.pdf)

処分の基準について(PDF)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/act\\_on\\_deposit/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220601\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/act_on_deposit/assets/consumer_transaction_cms202_220601_02.pdf)

1月19日、サステナアワード 2022 農林水産大臣賞、環境大臣賞、消費者庁長官賞を決定

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/sa2022.html>

1月23日、クリエイターエコノミーのサービスの動向整理」調査報告書を公表(PDF)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/internet/assets/internet\\_committee\\_230123\\_09.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/assets/internet_committee_230123_09.pdf)

1月23日、「食べものの安全」をスタンプラリーと動画で学ぼう

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/031501/>

スマホ用スタンプラリー(3月31日まで)は <https://anzenchan.com/2023/>

1月27日、令和4年度 消費者志向経営優良事例表彰の選考結果について公表。内閣府特命大臣賞はユニ・チャーム(株)に決定(PDF)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/consumer\\_oriented\\_management/propulsion\\_organization/assets/consumer\\_partner\\_cms204\\_230124\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/consumer_oriented_management/propulsion_organization/assets/consumer_partner_cms204_230124_02.pdf)

1月31日、託送料金の妥当性について(再意見)(PDF)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/price\\_measures/assets/consumer\\_partnerships\\_cms201\\_20230131\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/price_measures/assets/consumer_partnerships_cms201_20230131_01.pdf)

2月1日、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説を公表

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/other/#law\\_001](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/other/#law_001)

2月2日、令和4年度消費生活意識調査(第4回)の結果について。2022年12月の調査では「消費者教育」を中心にアンケート調査を実施(PDF)

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/survey\\_003\\_230202\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/survey_003_230202_0001.pdf)

2月10日、消費者契約法の逐条解説の改訂・公表について

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/notations/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/notations/)

<行政処分>

■特定商取引法に基づく行政処分

1月27日、訪問販売業者【リオテック】に対し、12カ月間の一部業務停止命令

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/031943/>

■景品表示法に基づく行政処分

1月12日、(株)バンザンに対し措置命令 <https://www.caa.go.jp/notice/entry/031751/>

1月20日、(株)CLO2 Lab に対して課徴金(1089万円)納付命令

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/031943/>

1月18日、キリンビバレッジ(株)に対して課徴金(1095万円)納付命令(PDF)

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_cms207\\_230118\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms207_230118_01.pdf)

1月24日、アシスト(株)に対して課徴金(1億1716万円)納付命令(PDF)

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_cms212\\_230124\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_230124_01.pdf)

1月27日、(株)ファイテックに対して課徴金(2046万円)納付命令

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/031952/>

1月27日、(株)ポネックスに対して課徴金(2224万円)納付命令

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/031954/>

2月8日、ビジョンズ(株)に対して課徴金(159万円)納付命令

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/032096/>

2月10日、四輪車等の燃費向上効果等を標ぼうする商品の製造販売業者2社に対して措置命令(PDF)

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_230210\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_230210_01.pdf)

2月14日、マクセル(株)に対して課徴金(3216万円)納付命令

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/032143/>

2月16日、コンサートの提供事業者3社に対して措置命令

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/032152/>

#### 【消費者委員会】

2月13日、公共料金等専門調査会にて、電気規制料金値上げ申請への対応について経済産業省及び電力会社からヒアリングを実施

<https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/senmon/072/shiryou/index.html>

2月14日、デジタル化問題に関する消費者問題ワーキンググループにて、SNSのチャット機能を使った勧誘を伴う通信販売めぐるトラブルと規制のあり方について審議

<https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/digital/011/shiryou/index.html>

#### 【経済産業省】

2月1日、クレジットカード会社等に送信ドメイン認証技術をはじめとするフィッシング詐欺対策の強化を要請 <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230201001/20230201001.html>

2月2日、「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策検討会」の報告書を取りまとめました。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230202002/20230202002.html>

#### 【資源エネルギー庁】

1月18日、節電される電気を価値化！？ デイマンド・レスポンスの取引

[https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/dr\\_market.html](https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/dr_market.html)

世界的権威ダニエル・ヤーギン氏が語る、世界のエネルギー問題の今とこれから

1月27日（前編）

[https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/yergin\\_01.html](https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/yergin_01.html)

2月1日（後編）

[https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/yergin\\_02.html](https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/yergin_02.html)

#### 【金融庁】

1月6日、第63回金融トラブル連絡調整協議会が開催されました

資料 [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_trouble/siryou/20230106.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20230106.html)

議事録 [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_trouble/gijiyoroku/20230106.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/gijiyoroku/20230106.html)

#### 【国民生活センター】

<注意喚起>

その通販サイト、本物ですか！？——偽サイトに警戒を！！(1月30日)

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230130\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230130_1.html)

住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えよう！—賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意！—(2月1日) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230201\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230201_2.html)

愛するペットのための買い物—インターネットで買い物をする前に、しっかり確認しましたか？—(2月1日) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230201\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230201_1.html)

<商品安全に関する注意喚起>

健康器具(バランスボール)(1月18日) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230118\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230118_2.html)

スライサー(1月18日) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230118\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230118_1.html)

加熱式たばこの乳児誤飲(1月20日) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221\\_3.html#gyoukai20230120](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_3.html#gyoukai20230120)

芝刈り機(2月1日) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230201\\_3.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230201_3.html)

卓上型送風機(2月1日) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230201\\_4.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230201_4.html)

<WEB誌『国民生活』>

1月号の特集は「『衣』に表れた変化の波—消費環境の今と未来—」

<https://www.kokusen.go.jp/wko/data/wko-202301.html>

2月号の特集は「“ニセモノ”の国内流通を防ぐために」

<https://www.kokusen.go.jp/wko/index.html>

<各地の相談員の募集情報>

[https://www.kokusen.go.jp/shikaku/s\\_saiyou.html](https://www.kokusen.go.jp/shikaku/s_saiyou.html)

\*\*\*\*\*

NACSメールニュースは、賛助会員、NACS開催セミナー受講者、および消費者活動に従事されている方々にお送りしております。会員に限らず、どなたでもご登録いただけます。

配信登録をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 [touroku-nacs-mailnews2@nacs.or.jp](mailto:touroku-nacs-mailnews2@nacs.or.jp)

配信解除をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 [kaijyo-nacs-mailnews2@nacs.or.jp](mailto:kaijyo-nacs-mailnews2@nacs.or.jp)

「NACSメールニュース」<本文の無断転載を禁止します。>

編集発行：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

副会長 永沢裕美子/広報委員会 委員長 山地理恵

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-6 宝5号館2F

Tel.03-6434-1125 Fax.03-6434-1161 <https://nacs.or.jp/>

このメールに関するお問い合わせ [nacs\\_koho@nacs.or.jp](mailto:nacs_koho@nacs.or.jp)

\*\*\*\*\*